

西伊豆町交流人口拡大補助金 判断基準

対象等	交流人口拡大補助金
該当	西伊豆町外の団体（学生又は社会人等の団体で構成された部、クラブ、サークル、ゼミナール等）が行う学習活動又は文化活動等 ・（学校・会社等による）現地調査等の合宿 ・大学のゼミ合宿 ・ボランティア活動実施のための合宿 ・会社の部活動の合宿
非該当	・協会、連盟に加盟していない個人等が主催する合宿 ・社会人フットサルチームの大会 ・家族旅行 ・ゼミ、サークル等によらない、学生同士の旅行 ・バイク仲間でのツーリング ・社員新人研修 ・商品等展示発表会 ・運転免許取得合宿 ・営利を目的とする合宿 ・参加者が町民のみ